

合併公告

債権者 各位

当社（甲）は、令和 7 年 5 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、株式会社トオハ（乙、所在地 宮城県宮城郡利府町しらかし台 6-3-5）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は同第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。また、甲は、乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
2. 各合併当事者の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - （甲） <https://www.toyoknife.co.jp/>
 - （乙） 掲載紙 官報
掲載の日付 令和 7 年 2 月 27 日
掲載頁 51 頁（号外第 39 号）

令和 7 年 3 月 21 日

宮城県富谷市富谷日渡 3 4 - 1 1
東洋刃物株式会社
代表取締役 大石 純一郎